

○ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例（平成十三年東京都条例第百十二号）新旧対照表（抄）

改正案

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例

（趣旨）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）に基づく事務に関する手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。  
 第二条から第四条まで （現行のとおり）  
 別表（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一 法第二十七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料	（現行のとおり）	（現行のとおり）
二 法第三十条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	（現行のとおり）	（現行のとおり）

現行

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例

（趣旨）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）に基づく事務に関する手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。  
 第二条から第四条まで （略）  
 別表（第二条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一 法第九条第一項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録申請手数料	（略）	（略）
二 法第十二条第一項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料	（略）	（略）